

第六十八号議案

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「当該児童等」を「当該児童」に改める。

第七十四条第一項中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和三年厚生労働省令第二百一号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。